

長泉町シニアクラブ連合会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、長泉町シニアクラブ連合会（以下「本会」という。）活動に功労又は協力された者及び成績優良な単位クラブを表彰して、その功を讃え、労をねぎらい、もってシニアクラブの進展に資することを目的とする。

(表彰該当者)

第2条 この表彰は、次の各号の一に該当する者に対してこれを行う。

- (1) 本会会長、副会長、副部長及び単位クラブ会長、副会長、会計、友愛リーダー、健康リーダー、活動推進相談員、プラスワン委員にして4年以上在職し、功労顕著である者。その他単位クラブが役員相当として認めた者。
- (2) 第1号の者が8年以上在職し、功労顕著であるもの。
- (3) 本会会員以外で、シニアクラブの振興に協力・援助した個人又は団体。
- (4) 本会会員で、シニアクラブ活動の振興に積極的に寄与した者。
- (5) 地域における活動成績が著しく優良である単位クラブ又は会員で組織するサークル等

(表彰)

第3条 この表彰は、次の2種に分け、本会会長が総会時に行う。

- (1) 第2条の1号、2号、4号、5号の該当者には表彰状と記念品を贈呈する。
- (2) 第2条の3号該当者には、感謝状と記念品を贈呈する。

(推薦及び審査)

第4条 この表彰は、本会を構成している単位クラブの会長が推薦した者及び本会会長が認めた者につき表彰審査委員会にかけ、これを行う。

- 2 単位クラブ会長が第2条の1号、2号に該当し、推薦を受ける場合はその単位クラブの副会長が推薦する。
- 3 第1項の表彰審査委員会の委員は、本会会長、副会長、常任理事をもって構成し、会長が委員長にあたる。
- 4 表彰審査委員会は、単位クラブから提出された推薦書により、その功労を審査し、表彰者を決定する。
- 5 審査は、第2条の1号より3号までは県老連会長表彰推薦基準に準じて行い、4号、5号については別に定める表彰基準により行う。

附 則

この規程は、平成18年3月13日から施行される。
この規程は、平成22年1月12日から施行される。
この規程は、平成23年4月11日から施行される。
この規程は、平成24年4月9日から施行される。
この規程は、平成27年3月9日から施行される。
この規程は、平成30年1月15日から施行される。
この規程は、令和2年2月3日から施行される。
この規程は、令和5年4月24日から施行される。